

大和市インターンシップ実習生エントリーシート

ふりがな 氏名(※)		受入条件 (該当するものに○)	1、就職にあたり公務員を志望している	写真貼付 (縦 4 cm×横 3 cm)
生年月日	年 月 日(歳)		2、大和市政に関心がある	
現住所	〒			
住所	(実習期間中の住所が現住所と異なる場合)	連絡先	電話 携帯電話 E-mail	
在籍校 (※)	大学 高校	学部 年	専攻	年
大和市で実習を希望する理由・実習に向けての抱負などについて自由に記入してください。(※)				
実習を希望する課を記入してください。(※)				
第一希望 理由	課			
第二希望 理由	課			
第三希望 理由	課			
その他、希望があれば記入してください。(※)				

(※)に記入した内容については、実習をより有用なものとするため、受入れ担当課に情報を共有する予定です。

大和市インターンシップ実習生推薦書

年 月 日

(あて先)
大和市長

学校名

所在地
代表者職氏名

(公印省略)

本校は、下記の者を大和市インターンシップ実習生として推薦します。

- 1、 本校は就業体験の実施期間中の実習生の事故及び当該期間中の実習生による市又は第三者に対する損害の賠償に対し保険の加入その他必要な措置を講じます。
- 2、 実習生は、本校の学生としての身分を有します。

学部・学科・学年	
実習生氏名	

インターンシップ 担当者名	
所属・連絡先	
実習における 単位認定の有無	

大和市と〇〇(学校名)とのインターンシップに関する協定書

大和市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、乙が甲にインターンシップのため派遣する学生（以下「実習生」という。）の令和6年度の実習に関して、次のとおり協定する。

【目的】

第1条 この協定による実習は、乙の学生を実習生として甲に派遣することにより、実習生の将来設計に対する自己の価値観や職業観を養うことを目的とするものである。

【実習生】

第2条 乙が派遣する実習生は、乙からの推薦に基づき、甲乙協議の上決定する。

【実習期間】

第3条 実習生の実習期間は、甲乙協議の上決定する。

【実習内容】

第4条 実習生の実習内容は、甲が作成するカリキュラムとする。

【報酬等】

第5条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品を支給しない。

【実習生の身分】

第6条 甲は、実習生が乙の学生の身分を保有したまま受入れるものとする。

【実習に専念する義務】

第7条 実習生は、甲の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

【信用失墜行為の禁止】

第8条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

【秘密保持の義務】

第9条 実習生は、実習上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生または乙の関係者は、実習成果として論文等を外部に発表しようとするときはあらかじめ甲の承認を得るものとする。

【実習中の事故に関する責任等】

第10条 実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、連帯して甲に対してその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者（甲の職員を含む。以下同じ。）に与えた損害等に関しては、甲はいつさいの責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙及び実習生は、連帯して当該賠償により甲が被った損害の賠償を補填しなければならない。

【誓約】

第11条 実習生は、前4条の規定を遵守するため、甲に対して誓約書を事前に提出しなければならない。また、乙は実習生に対しこの誓約の遵守について指導しなければならない。

【実習の中止】

第12条 甲は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

【その他】

第13条 この協定書に定めのない事項について問題が生じた場合は甲乙協議の上決定するものとする。

附 則

本協定は締結の日から発効する。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大和市
大和市長 古谷田 力

乙 ○○（学校名）
○○学部長 ○○ ○○

誓約書

年 月 日

(あて先)

大和市長

実習生

住所 _____

_____ 氏名

私は、大和市での実習を行うにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1、 実習期間中は、大和市職員の指示に従い、節度ある態度・行動をもって実習に専念するとともに、与えられた課題を確実に誠実に実行できるよう努力いたします。
- 2、 大和市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為は行いません。また、実習に際して知りえた事項を、実習期間中又は実習終了後においても、これを記録し若しくは漏洩するような行為は行いません。
- 3、 その他、大和市とのインターンシップに関する協定書に明記された実習生に関する事項について従います。